

第 56 号 議 案

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員配置)</p> <p>第93条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に</p>	<p>(職員配置)</p> <p>第93条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に</p>

応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1)～(5) 略

2～9 略

じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1)～(5) 略

2～9 略

(長崎県立児童福祉施設条例の一部改正)

第2条 長崎県立児童福祉施設条例（昭和26年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(障害児入所施設における障害児入所支援等)			(障害児入所施設における障害児入所支援等)		
第2条 略			第2条 略		
2 長崎県立子ども医療福祉センターにおいて障害児入所支援等を受ける者又は保護者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。			2 長崎県立子ども医療福祉センターにおいて障害児入所支援等を受ける者又は保護者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。		
名称	区分	金額	名称	区分	金額
障害児入所施設 使用料	児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係るもの	児童福祉法第24条の2第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に受けた同条第1項に規定する指定入所支援に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に受けた指定入所支援に要した費用の額）	障害児入所施設 使用料	児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係るもの	児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に受けた同条第1項に規定する指定入所支援に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に受けた指定入所支援に要した費用の額）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に受けた同条第1項に規定する指定障害福		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に受けた同条第1項に規定する指定障

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">規定する短期入所に係るもの</td> <td>祉サービスに要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に受けた指定障害福祉サービスに要した費用の額)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	規定する短期入所に係るもの	祉サービスに要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に受けた指定障害福祉サービスに要した費用の額)	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">規定する短期入所に係るもの</td> <td>害福祉サービスに要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に受けた指定障害福祉サービスに要した費用の額)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	規定する短期入所に係るもの	害福祉サービスに要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に受けた指定障害福祉サービスに要した費用の額)	略	
規定する短期入所に係るもの	祉サービスに要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に受けた指定障害福祉サービスに要した費用の額)								
略									
規定する短期入所に係るもの	害福祉サービスに要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に受けた指定障害福祉サービスに要した費用の額)								
略									
3及び4 略	3及び4 略								

（長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（従業者）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<small>かくたん</small>喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3及び4 略</p>	<p>（従業者）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<small>かくたん</small>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3及び4 略</p>

（長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した後の額及び令第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除した後の額の合計額をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(従業者)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第204条の12及び第204条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した後の額及び令第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除した後の額の合計額をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(従業者)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第204条の12及び第204条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び</p>

社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

2 略

（従業者）

第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として基準省令第44条第1項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。）の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

2 略

（利用者負担額等の受領）

第56条 略

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 略

（利用者負担額に係る管理）

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養

社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

2 略

（従業者）

第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として基準省令第44条第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。）の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

2 略

（利用者負担額等の受領）

第56条 略

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 略

（利用者負担額に係る管理）

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養

介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除した後の額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（従業者）

第118条 略

2 略

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 略

介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除した後の額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（従業者）

第118条 略

2 略

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項の厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 略

（長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p>

(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき
法第29条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の
額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用
を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要し
た費用の額）をいう。

(3)～(5) 略

(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき
法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費
用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定
費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に
要した費用の額）をいう。

(3)～(5) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。